

平成30年度都区財政調整区側追加提案事項関係資料

(基準財政需要額の調整項目)

【民生費 1項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
国民健康保険事業助成費（国保制度改革）	改善	平成30年度の国保制度改革に伴い、国民健康保険事業助成費について算定改善

平成30年度都区財政調整区側追加提案事項説明メモ（区）

No	—	民生費（国民健康保険事業助成費）	経常
事業名	国民健康保険事業助成費（国保制度改革）		

● 概要

平成30年度の国保制度改革に伴い、国民健康保険事業の財政的な構造が大きく変化することから、制度改革後の特別区の実態を踏まえた算定となるよう、算定を改善する。

● 算定内容

【標準区経費】（一部固定）

- 制度改革の主旨等を踏まえ、国政令基準とする。

国民健康保険総務費	828,318,398円	⇒	734,151,198円	(△94,167,200円)
保険給付費	9,676,241,280円	⇒	0円	(△9,676,241,280円)
前期高齢者財政調整	△8,073,853,980円	⇒	0円	(+8,073,853,980円)
後期高齢者支援金	629,998,530円	⇒	0円	(△629,998,530円)
基盤安定繰出金	409,229,510円	⇒	409,229,510円	(±0円)
介護納付金	291,985,100円	⇒	0円	(△291,985,100円)
出産育児給付	0円	⇒	163,657,806円	(+163,657,806円)
計	3,761,918,838円	⇒	1,307,038,514円	(△2,454,880,324円)

【態容補正】

- 態容補正Ⅰ、Ⅳについて、標準区の設定を国政令基準とすることにより、自動的に廃止となる。
- 態容補正Ⅲについて、制度改革により所得水準による格差が緩和されるため廃止する。
- 保険料軽減にかかる法定外繰入金を、区ごとの保険料必要額シェアにより加算する態容補正を新設する。（加算規模は、平成29年度当初算定時点の法定外繰入金額（514億円）をスタートとし、制度上の激変緩和措置が終了する平成35年度までの6か年を暫定算定期間として段階的に縮減させる。）

(特別区合計) 単位：億円

	29年度 当初算定	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
法定外繰入金 加算額	514	440.6	367.2	293.8	220.4	147.0	73.6	0
(対前年縮減額)	—	(73.4)	(73.4)	(73.4)	(73.4)	(73.4)	(73.4)	(73.6)

- 制度改革後、急激な保険料上昇を抑制するために導入される激変緩和措置の影響を調整する態容補正を新設する。

標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	165,102,112	159,723,112	79,546	67,007	△12,538
比例費	3,596,816,726	1,147,315,402			